

2017年11月10日

「消費者委員会委員と消費者団体ほか関係団体等との意見交換会」資料

消費者基本計画工程表改定に向けた要望

一般社団法人 全国消費者団体連絡会

1. 消費者基本計画に関する全国消団連の取り組み

(1) 消費者庁担当課との意見交換

工程表改定時期（春）と、次回工程表改定に向けた準備時期（秋）に、消費者庁担当課と意見交換を実施しており、幅広い分野に対して意見・要望を伝えています（後頁資料）。

(2) パブリックコメント対応

上記意見交換会で出された意見も踏まえ、パブリックコメントを提出しています（後頁資料）。

2. 消費者基本計画について課題と考えること

(1) KPIの設定のあり方

KPIの在り方としては、例えば情報提供自体（チラシ一枚作成、説明会回開催…）よりも、「情報提供の結果ミッションがこのように進んだ（例：事故が件に減少した、等）」という点に置くべきです。第3期消費者基本計画の文章部分ではこの点は意識されていますが、各施策レベルではこれが貫徹されていないものが多く見受けられます。この点の改善が重要と考えます。

(2) KPI達成に向けた毎年度施策の設定のあり方（線表の引き方問題）

KPIの達成に向け、段階的に施策を講じていくことが重要ですが、5年間平板に矢印が引かれているだけの施策が多く見受けられます。この点の改善が重要と考えます。

(3) 消費者庁以外の省庁の施策への対応

\*個別施策への意見は後頁意見書をご参照ください

消費者基本計画において実践的に大変重要な点は、消費者庁以外の省庁の施策に対して、消費者庁が消費者行政の司令塔として刺さりこみ、これをより前進させる点にあると考えます。しかし、消費者庁と各省庁との調整内容はオープンになることがないため、消費者団体等がパブリックコメントを提出しても結果が原案からほとんど変更されておらず、消費者庁の力量に疑問符が付くこと・消費者基本計画が形骸化しているのではとの思いに至ることがしばしばあります。かつて、消費者庁・消費者委員会発足前の消費者基本計画の検証・評価・監視においては、内閣府が国民生活審議会の場に他省庁を呼び、公の場で審議会委員による検証・評価を行ったこともありました。現在この機能は消費者委員会に引き継がれていると考えられますが、消費者庁自身も省庁間調整の模様を極力オープンにすることで、現状の改善につなげができるのではと考えます。

また、消費者委員会も検証・評価・監視に際し、自身が建議した事項のみならず、幅広に問題提起を行うべきと考えます。

## 2016年度第7回運営会議開催報告 「消費者基本計画工程表の改定」

消費者基本計画工程表は、消費者基本計画に基づき関係府省庁等が講すべき具体的な施策について、取組予定（経過した期間については、実施状況）を示したもので、1年に1回改定がされます。今回の運営会議では、消費者庁から消費者基本計画工程表改定案の説明を聞き、総論およびテーマごとに意見交換しながら理解を深めました。



【日 時】4月20日(木) 13:15～15:15

【場 所】主婦会館プラザエフ5階会議室

【参加者】48名

- 総論的報告「消費者基本計画、消費者基本計画工程表の概要おさらいと、消費者基本計画工程表改定の考え方」  
(消費者庁 消費者政策課長 河内 達哉さん)
- 各論報告と意見交換（テーマごとに改定案の説明と意見交換）
  - 【セッション1】 1. 消費者の安全の確保 2. 表示の充実と信頼の確保
  - 【セッション2】 3. 適正な取引の実現 5. 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備
  - 【セッション3】 4. 消費者が主役となって選択・行動できる社会の構築 6. 国や地方の消費者行政の体制整備
- 今後に向けての意見交換

### 消費者庁からの報告

#### 1. 今回の工程表改定案の考え方

- ①KPIの見直し：効果的な検証を行うために、意味のない定量的なKPIを見直す。
- ②スケジュール表の見直し：スケジュールの表をステップを踏んだもっと具体的なものにする。

#### 2. 工程表（改定案）のポイント

A. 最近のトピックへの対応	B. 食品関係の取組
1. 持続可能な開発目標(SDGs)の推進 2. 電力・ガス小売全面自由化への対応 3. 美容医療に関する消費者問題への対応	1. 食品の安心・安全の確保 2. 食品ロス削減の推進 3. 食品表示の充実による多様な選択機会の確保
C. 消費者の年齢層に着目した取組	D. 横断的な枠組み等の取組
1. 子供の事故防止 2. 成年年齢引き下げに対する対応 3. 高齢者の消費者被害の防止策の強化	1. 消費者と事業者の連携・協働 2. 消費者の被害救済・利益保護の枠組み等の強化

### 参加者からの主な意見

- 施策の効果が検証できるKPIにしてほしい。定量的でないと計りにくいが、数字が増えても意味のないKPIはなくしてほしい。表の書き方も年度ごとに区切るなど工夫してほしい。
- 高齢化が進む中、身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての対応は、必要な措置の実施や情報提供などをもっと前倒しして進めるべき。

- 適格及び特定適格消費者団体に対する支援の在り方が、国民生活センター法の改正で終わっている。国セン法改正の附帯決議も踏まえた課題出しが必要ではないか？ 国センのADRについても消費者庁の検討会で課題検討されており、制度改善について組込みをすべき。
- 適格消費者団体の空白地域での設立に対する支援や課題はどこに記載されているのか？
- 効果的な景品表示法の執行を。高齢化・IT化など時代に即した事案に取り組むべきであり、消費者目線での事案把握を進めるべく、消費者モニターによる表示に関する意見交換会などを入れてほしい。
- 個人情報保護法全面施行の周知が進んでいないが、原案では評価できない記述になっている。
- インターネット消費者取引連絡会や調査研究に関して、将来的には被害救済も視野に入れているのか？
- 「マイナンバー制度の周知と適正な運用」とは別に、マイナンバーカードの使い方（住民票の取得や図書館などの利用）に関しては項目立てが必要ではないか。
- 公益通報者保護法は「法案を提出」と書くべき。また、消費者志向経営では経営者向けセミナーが開催されているが、公益通報者保護制度でも経営者向けセミナー（トップセミナー）をできないか。
- 消費者志向経営の推進に関して、事業者は自主宣言することで他と差別化できるので、グレーな事業者が自主宣言を使って営業をする懸念がある。一方、宣言しなくても従来から消費者志向の事業者はたくさんあるわけで、そもそもねらいと効果が発揮できる仕組みにする必要がある。
- 消費者庁における国際担当の体制強化とあるが、そもそも国際担当は何をやっているのか。原案の「消費生活のグローバル化の進展」の項とどうリンクしているのか、消費者行政の司令塔として他省庁をどう動かすのか、もっと明確にすべき。
- 小中学校学習指導要領は消費者教育に関してはどのように改訂したのか。消費者教育の出前講座をしたくても学校現場は多忙すぎてできない。教育委員会に働きかけるべきではないか。消費者教育地域協議会の設立が進むために何が必要かを検討すべき。-
- 地域の見守りネットワークをもっと支援できないか？ 消費者行政と福祉の部署間に壁があるのが現状。「事例収集・共有」にとどまらず、国から一緒に取り組むようにと後押ししないと進まない。
- 原案に徳島県の「消費者行政新未来創造オフィス」での取組がいくつがあるので、それだけ拾って参考資料にできないか？ また、原案の記述だと検証・評価しにくい。

## 「消費者基本計画工程表改定素案への意見」を提出しました

消費者基本計画工程表改定素案に対するパブリックコメントの募集が4月10日～5月9日の1か月間行われました。全国消団連では第7回運営会議（4月20日）と速報などを通じて意見集約をはかり、5月9日に意見を提出しました。

### 全国消団連の意見概要

全国消団連は、合計67項目について意見を提出しました。意見としては、施策や取組の修正（より具体的な記述や取組時期の明確化、工程（矢印部分）の見直し）、新規追加、施策や取組の一層の強化、KPIの見直しを求めるに大別されます。全国消団連意見の主なテーマと項目を抜粋でご紹介します。

#### 1. 製品安全

（子どもの事故防止取組の具体化と消費者理解の検証、消費者安全調査委員会の新規課題に取組む体制強化、徳島県「新未来創造オフィス」での商品テストプロジェクトの概要の明確化）

#### 2. 食品の安全性の確保

（リスクコミュニケーションのあり方とKPI見直し、HACCP導入の義務化と制度周知、「食品用器具及び容器包装のポジティブリスト制度導入」「耐菌性対策」「そうざい半製品の規格基準整備」の新規記載）

**3. 食品表示**

(新たな食品制度の個別課題(遺伝子組み換え表示、食品添加物表示)の取組について具体的記載、特定保健用食品の更新制の再導入などの取組の追加記載)

**4. 取引**

(消費者契約法改正の時期の明記、都市ガス小売自由化に伴う「監視体制強化」の取組追加記載、子どもへの広告・マーケティングに関する対応とユニットプライスに関する検討の新規記載)

**5. 消費者教育・消費者団体支援**

(消費者教育の効果測定についての取組の追加記載、持続可能な開発目標(SDGs)の推進の改正素案本体への記載、公益通報者保護制度の法改正時期の明記、電力託送料金で徴収が認められる項目の検討)

**6. 消費者の被害救済**

(消費者裁判手続特例法の認知度向上に向けた具体的取組の追加記載、PL法の見通しの追加記載)

**7. 国や地方の消費者行政の体制整備**

(消費者庁における国際担当の業務内容の明記、地域見守りネットワーク構築の実態把握)

意見の全文は全国消団連ホームページをご覧ください。

→ [http://www.shodanren.gr.jp/database/pdf/367\\_01.pdf](http://www.shodanren.gr.jp/database/pdf/367_01.pdf)

# 「消費者基本計画に関する意見交換会」を開催しました

【日 時】10月12日(木) 18時00分～20時00分

【場 所】主婦会館プラザエフ 5階会議室

【講 師】消費者庁 消費者政策課 課長 河内 達哉さん

消費者政策課 企画調整官 澤野 宏さん

消費者政策課 竹村 朋さん

【参加者】27名

## 開催概要（事務局による要約）

消費者基本計画工程表（平成27年3月24日消費者政策会議決定）は、5年間で取り組むべき施策の内容を示し、毎年改定が行われます。

今回、消費者庁担当課より、次回の工程表改定を進めるにあたり、消費者を取り巻く状況等を踏まえ、「新たに項目を設けるべき項目」「既存項目において、新たな施策を盛り込むべき又は施策を充実させるべき事項」などについて、意見を伺いたいとの依頼があり開催をしました。



## ◆改定ポイントの説明

1. 消費者の安全の確保	子どもの事故防止	各省庁が様々に取り組んでいたが、子どもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議（9府省庁）を設置。
	食品の安心・安心の確保	情報を整理し、ウェブサイト等を通じて、消費者へのわかりやすい情報発信。
2. 表示の充実と信頼の確保	美容医療に関する消費者問題への対応	医療法の改正法案が成立。監視体制の強化と必要な対策を実施。
	食品表示の充実による多様な選択機会の確保	インターネット販売における食品表示は事業者の周知と消費者への普及啓発。原料原産地表示は改正に向けた作業。
3. 適正な取引の実現	高齢者の消費者被害の防止策の強化	身元保証等高齢者サポート事業については、関係省庁と連携し実態把握を行い、必要な措置を実施。
	電力・ガス小売全面自由化への対応	電力・ガスの自由化は、契約前にじっくり考えてもらえるようなチラシで注意喚起。
4. 消費者が主役になつて選択・行動できる社会の形成	食品ロス削減の推進	食品ロス年間約600万トンの削減を推進。
	消費者と事業者の連携・協働	消費者志向経営の広範な普及に向けた活動展開。自主宣言とフォローアップ活動の推進。
5. 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備	消費者団体訴訟制度等	特定適格消費者団体による悪質事業者の仮差し押さえを国民生活センターがバックアップする仕組みの整備。公益通報者保護制度については、法改正が必要な時に検討。
その他	成年年齢引き下げに対する対応	民法改正に向けての対策として消費者教育の推進。
	持続可能な開発目標(SDGs) の推進	倫理的消費等に関する調査研究及び普及啓発の実施。

### ◆参加者からの主な意見・要望

(様々な視点でたくさんの意見が出されました。パブコメでも活用させていただきます。)

- 多くの外国人が来日していますが、商品表示や食品のアレルギー表示がわかりにくい等の課題があります。オリンピックは2年後に迫っていますが、外国人も日本にいる消費者として保護する視点が重要です。消費者基本計画として意識を持ってください。
- 健康食品については、プエラリア・ミリフィカを含む製品による健康被害などが指摘されていますが、「食品の安全性の確保」の項には課題化されていません。安全の観点からも情報把握をして早めに対策するような課題設定をしてほしいです。
- 子どもの事故防止について、関係府省庁連絡会議が立ち上がり、どのような実績があったのですか。また子ども安全メールの登録で事故がどのくらい減ったのですか。チャイルドデスレビューを制度化しないと、どんな事故がどのくらい減ったかを検証するのは難しいです。この制度を立ち上げる予定はありますか。
- リコールは消費者にとっては命にかかる情報もあります。リコール情報は製品も食品も消費者庁で一元化すべきであり、食品表示法もその対象とすべきです。
- 食品中の放射性物質のリスクが行われていますが、風評被害の消費者意識の実態調査によると、そもそも検査が行われていることを知らない人が4割います。検査結果も安定してきてそろそろ検査対象の見直しが課題になろうとする中、風評被害の払拭に向けては消費者庁がどのようなリスクコミュニケーションをするのかが問われています。KPIは「検査機器の貸与数」より、一步先に進んだ内容を書くべきです。
- 食品の安全については、科学的な知識より、感覚的に不安に思っている消費者も多いです。テーマの選定など工夫し、消費者が科学的に考えられるようリスクをすすめてほしいです。
- 特定商取引法の見直しでは、再度の見直しが必要と考えます。①成年年齢引き下げの関係で若年者のマルチ商法被害が考えられます。現在は困惑類型に関しては取消権がありません。強化が必要ですので、課題化してください。②通信販売の定期購入がセットになっているトラブルが多発しています。表示広告規制だけでなく、事業者に解約受付の体制があるかなど、規制の対象を幅広く考えないといけないです。
- PL法に関する判例の収集について、消費者庁HPには本人訴訟で主張を尽くさずに負けたケースも掲載されており、誤解を招きかねない。判決が通り相場なのか、被害救済につながるのかを吟味したうえで掲示してほしい。
- 地方消費者行政の強化について、区市町村との懇談では「人手が足らない」との意見が圧倒的にあります。たとえば、「人口〇人あたり〇人配置」など、職員・相談員の配置基準は盛り込めないのでしょうか。
- 改正民法の施行で業種ごとの標準約款の見直しがかかっていくが、動きを消費者庁として把握し、消費者保護の観点から目配りしてほしいです。
- 「188」はチラシやウェブで周知しているとありますが、現状の認知度3%では周知とは言えません。具体的なアイデアを出していくらいよいと思います。
- 徳島県の新未来創造オフィスをもっと活用し、試行結果を知らせてほしいです。

### ◆(消費者庁より) 今後のスケジュールについて

本年度は、年度末までの状況をできるだけ取り込みつつ、より早期に素案を公表できるように努力します。

消費者委員会からの意見の提示を平成29年11月～12月、素案のパブリックコメントを平成30年2月ごろ実施、消費者委員会への諮問・答申を平成30年4月ごろ、消費者政策会議での決定を平成30年4月～5月頃を想定しています。

また「第4期(平成32年度から)消費者基本計画のあり方に關する検討会」として、有識者を含めた会議を今月から開催する予定です。来年6月に中間とりまとめを行う予定です。



## 消費者基本計画工程表改定素案に対する意見

2017年5月9日

一般社団法人 全国消費者団体連絡会

施策番号	該当ページ・行	意見
1	全般	工程表に記載されている施策の大部分が、「 を推進する」 「 を検討する」と総論的な記述である上、それを補うべき工程表でも5年間にわたり平板な矢印が引かれているという体裁になつていて、それぞれの項目においていつまでに何をするのか、消費者が一番知りたい計画の実効性が全く見えてきません。第3期消費者基本計画の当初2年間と後半3年間における到達点と改善点の見える化ができていないので、効果的な検証・評価がでできません。いつまでに何をするのか、年度毎により具体的な記述にしてください。他省庁との連携協働による施策が多いいため消極的な記述になっているとしたら残念です。消費者庁は消費者行政の司令塔としての機能を発揮し、各省庁に対しても分かりやすく効果が見えるような記述をさせるべきです。
2	1(1)	1ページ 6ページ  「家庭用化学製品の安全対策のための『安全確保マニュアル作成の手引き』作成」という施策に関して、家庭用化学製品等を使用した際の危害報告件数が1,621件あるにもかかわらず、KPI(イ)「手引きを新たに作成又は改訂した家庭用化学製品の製品群数」が0件という現状は、計画が機能しているといえない状況です。製品群ごとに優先順位をつけるなどして、手引きの作成・改定計画を明確にすべきであり、そのことも取組内容に加えるべきです。
3	1(1)	2ページ 7ページ  基礎ぐい工事の適正な施工を確保するための取組 基礎ぐい工事を含む建築工事の工事監理について、取組は「留意点を建築士や特定行政庁へ周知」するだけでなく、「第三者監理制度の検討」も加えてください。
4	1(1)	3ページ 8ページ  子供の不慮の事故を防止するための取組 昨年「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」が設置され、消費者への注意喚起などの取り組みが行われたことは評価しますが、今後の取り組みについては、いつまでに何をやるのかを具体的に明記してください。消費者への広報啓発に関しては、消費者の理解がどの程度進んだのかについての検証も行ってください。

5	1 ( 1 )	3 ページ 8 ページ	子供の不慮の事故を防止するための取組 子どもの事故防止に資する規格として、「ISO/IEC Guide50（安全側面 - 規格及びその他の仕様書における子供の安全の指針）」が 2014 年に発効（第 3 版）されました。この規格の普及が進むよう、行政でも積極的に対策を検討すべきであり、取組に加えてください。
6	1 ( 2 )	13 ページ 16 ページ	リコール情報の周知強化 リコール情報の周知強化に関して、平成 27 年度の取組に「地域のネットワーク等を活用した情報提供を推進」とありますが、（KPI の現状）には、例示でよいので地域のネットワークを活用した取組事例を挙げるべきです。
7	1 ( 3 )	18 ページ 20 ページ	消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の実施 消費者安全調査委員会には多くの申出が寄せられていますが、この間過去に報告した事案のフォローアップに追われ、新規課題に取り組めていません。体制強化を取組に加えてください。
8	1 ( 3 )	18 ページ 20 ページ	国民生活センターにおける商品テストの実施 「消費者行政新未来創造オフィス」における「徳島県を実証フィールドとした先駆的な商品テストのプロジェクトの実施」について、概要を明確にしてください。商品の使用実態などの調査をもとに、商品仕様の改善や消費者の誤使用防止につなげられるよう、商品テストとともに注意喚起などの取り組みを進めてください。また、国民生活センター本体における商品テストについても縮小させることのないよう、今後も継続してください。
9	1 ( 3 )	19 ページ 21 ページ	製品火災対策の推進及び火災原因調査の連絡調整 製品火災に関して、消防統計では「原因不明」とされているものが非常に多く、N I T E や事故情報データバンクでも「原因不明」や「製品起因性が確定できない」ものが多いのが現状です。しかし、同種製品で同じような火災事故が多数起こっていることをふまえると、原因調査能力の不足が問題と考えられます。消防や警察の「製品事故調査能力の向上をはかるための施策」を取組に追加してください。また、原因調査能力向上のためには、消費者庁（消費者安全調査委員会）が率先して取り組み、その成果を広めることが重要であり、担当省庁に消費者庁（消費者安全調査委員会）も加えてください。
10	1 ( 4 )	24 ページ 29 ページ	食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進 健康食品の安全性について、平成 27 年度実績に「健康食品の安全性や機能性に関する意見交換会」が 2 回、平成 28 年度実績に「健康食品との付き合い方を考える意見交換会」を 1 回開催さ

			れたとありますが、健康食品の安全性や機能性はいまだ消費者に理解されているとは言えません。回数・手法等工夫しながら毎年継続的にリスクコミュニケーションを行うことを取組矢印部分に特記してください。
11	1 ( 4 )	24 ページ 29 ページ	食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進 KPI について、意見交換会のアンケート結果からみる参加者の理解度としていますが、こうした意見交換会への参加層は理解度の高い関係者が多いと考えられます。多様な層のリスクコミュニケーション参加を促進するために、日時・場所、対象、IT 活用等検討する必要があり、KPI も工夫する必要があると考えます。
12	1 ( 4 )	24 ページ 30 ページ	輸入食品の安全性の確保 輸入食品の安全性の確保に関して、輸出国対策・輸入国対策が行われたとしても違反食品が国内に流通する可能性は完全には排除できません。国内流通時対策として都道府県等が「国内流通品の収去検査など監視体制の強化」を図る支援措置を加えてください。また、健康被害が生じた場合などの消費者への情報発信やホットラインの創設など、被害拡大防止策も具体的に書き込んでください。
13	1 ( 4 )	24 ページ 30 ページ	食品中の放射性物質に関する消費者理解の推進 放射性物質の検査体制に関して、平成 29 年度以降検査の合理化・効率化に向けてガイドライン改正が行われますが、KPI の「検査機器の貸与の状況」はガイドライン改正の方向性に合った形に修正してください。
14	1 ( 4 )	25 ページ 31 ページ	中小規模層の食品製造事業者の HACCP 導入の促進 食品衛生管理の国際基準となっている HACCP による衛生管理について、それぞれの業界団体が、個別の食品・業態ごとに手引書を策定して事業者に提供するなど、全ての事業者への義務付けを速やかに確実に遂行してください。また、義務化が決まった時点で KPI を「 年までに 100% 」と修正してください。
15	1 ( 4 )	25 ページ 31 ページ	中小規模層の食品製造事業者の HACCP 導入の促進 事業者の取り組みを促進するためにも、HACCP について広く消費者の理解促進につながるような分かりやすい広報ツール等を作成し、制度周知を図ってください。
16	1 ( 4 )	27 ページ 34 ページ	廃棄食品の不正流通事案 平成 27 年の本件発生時には、国から自治体に対して数々の取り組み要請がなされました。国では「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」が設けられ、一元的に対策がとられました。地方自治体においても、関連部局の連携をはかることが重要です。自

			治体において、消費生活部門が司令塔となり関連部局を一元化する仕組みが整えられるよう、国から自治体に働きかけることを取組に加えてください。
17	1 ( 4 )	新規(23 ページ) ( 44 ページ)	リスクコミュニケーションとリスク管理 新たな食品表示制度の円滑な施行等 2016 年 11 月、冷凍メンチカツを原因とした O157 による食中毒事件が発生しました。このように「冷凍食品」ではなく「そうざい半製品」である商品について、加熱をしっかりする等の情報を消費者に周知するとともに、国の規格基準を整える等、対策を取組に加えてください。
18	1 ( 4 )	新規(23 ページ) ( 44 ページ)	リスクコミュニケーションとリスク管理 新たな食品表示制度の円滑な施行等 2016 年 3 月にはちみつの摂取が原因と推定される「乳児ボツリヌス症」により、生後 6 か月の乳児が死亡しました。1987 年に当時の厚生省より「1 歳未満の乳児へはちみつを与えないように」という通達が出され、注意表示として製品ラベルに記載してきていますが、義務とはなっていません。消費者に周知をするとともに、表示の義務化を検討するなどの対策を取組に加えてください。
19	1 ( 4 )	新規(23 ページ)	食品用器具及び容器包装のポジティブリスト制度の導入 標記制度について、欧州等では既に制度が導入され、アジア各国でも導入又は導入に向けて検討が進んできています。日本においても、欧米等で使用が禁止されている物質を使用した製品などに規制の網をかけられるよう、ポジティブリスト制度の導入を取組に記載してください。
20	1 ( 4 )	新規(23 ページ)	耐性菌対策 2016 年、関係省庁・関係機関が「薬剤耐性対策アクションプラン」を策定しました。抗生物質・抗菌剤の使用量削減に向けて、関係省庁・有識者・関係団体が協力・連携し、耐性菌対策について普及啓発・教育を行うことを取組に加えてください。
21	2 ( 1 )	35 ページ 36 ページ	景品表示法の厳正な運用及び執行体制の拡充 高齢化や I T 化など時代に即した事案把握と法執行を進めることが必要であり、消費者目線での事案把握のために、「消費者モニターによる表示に関する意見交換会の開催」を取組に加えてください。
22	2 ( 3 )	44 ページ 46 ページ	新たな食品表示制度の円滑な施行等 消費者庁が 3 月の消費者委員会に提出した資料によると、栄養表示・保健機能食品の消費者教育調査事業について、ターゲット別（若年女性・メタボ予防・高齢者）の活用媒体と指導要領を作成

			し、徳島県をモデル地域として実証事業を行うとされています。これをもとに、全国展開に向けた取り組みを想定し、指導要領を整備してください。
23	2 ( 3 )	44 ページ 46 ページ	新たな食品表示制度の円滑な施行等 昨年 12 月に「食品のインターネット販売における情報提供の在り方懇談会の報告書」がまとめられましたが、報告書の内容を実効性あるものにするための方策について、取組に具体的に記載してください。
24	2 ( 3 )	44 ページ 46 ページ	新たな食品表示制度の円滑な施行等 「遺伝子組み換え表示の検討」「食品添加物表示の検討」と取組に記載されましたが、論点や課題を具体的に記載してください。
25	2 ( 3 )	44 ページ 46 ページ	新たな食品表示制度の円滑な施行等 ( KPI の現状)(口)で講師派遣回数が書かれていますが、何をテーマとする会への派遣回数なのかが分かりません。テーマや説明会回数についてより丁寧に記載してください。
26	2 ( 3 )	44 ページ 47 ページ	健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化 消費者委員会の「特定保健用食品の制度・運用見直しについての建議」への対応について、取組を具体的に記載してください。
27	2 ( 3 )	44 ページ 47 ページ	健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化 平成 28 年 9 月の特定保健用食品の許可取り消しの再発防止策の一つとして、買い上げ調査を前倒しして実施することは評価します。調査結果に関しては、消費者に情報開示してください。加えて、特定保健用食品の更新制の再導入などを取組に記載してください。
28	2 ( 3 )	44 ページ 47 ページ	健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化 機能性表示食品制度は届出制となっており、民間団体や消費者団体がチェック活動を行っていますが、こうした団体から提供された疑義情報について、行政側でどう処理しどう対応されているのかを開示してください。
29	3 ( 1 )	50 ページ 52 ページ	消費者契約法の見直し 昨年の消費者契約法改正で積み残された論点について内閣府消費者委員会でのとりまとめがなされる見通しであること、成年年齢の引き下げが検討されていることなどを踏まえ、現在改正検討中の消費者契約法について、改正時期を明記してください。
30	3 ( 2 )	57 ページ 68 ページ	仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備 ビットコインなどの仮想通貨規制については消費者の理解も重要であり、「消費者への周知」も施策に盛り込んでください。
31	3 ( 2 )	58 ページ	安全・安心なクレジットカード利用環境の整備

		68 ページ	本年「クレジット取引セキュリティ対策協議会」にて、国際水準のクレジット取引のセキュリティ環境を整備するため、「実行計画 2017」が策定されました。「カード情報の漏洩対策、偽造カードによる不正使用対策、E C における不正使用対策」など、この実行計画に基づく取組が促進されるよう、国として支援策を明記してください。また、国としても消費者向け広報啓発を進めることを取組に記載してください。
32	3 ( 2 )	64 ページ 73 ページ	電気・ガスの小売供給に係る取引の適正化（L P ガス） L P ガス販売について、本年取引ガイドラインの策定が行われたことを評価します。取引ガイドラインが確実に実施されているかについてフォローし、必要に応じてさらに内容の見直しを検討してください。
33	3 ( 2 )	64 ページ 73 ページ	電気・ガスの小売供給に係る取引の適正化（都市ガス） 本年 4 月からの都市ガス小売自由化によって、ほとんどの事業者の経過措置料金規制が解除されます。電力自由化に比べ圧倒的に参入事業者が少ない中で危惧される、「規制なき独占」による不当な値上げがないよう、「監視体制の強化」を取組に加えてください。また、「都市ガス小売自由化についての周知・広報、消費者保護のための情報提供及び注意喚起を実施」との取組が記載されていますが、経過措置料金規制の解除については消費者への実質的な周知が進んでいません。大きな制度変更であることを踏まえ、事業者に対応させるだけでなく、行政として周知強化を進めてください。
34	3 ( 2 )	64 ページ 73 ページ	電気・ガスの小売供給に係る取引の適正化（電力） 「電力の小売営業に関する指針」の「望ましい行為」については隨時検証し、電源構成やCO <sub>2</sub> 排出係数の情報開示の義務化をはじめ、消費者が選択できる環境整備に向けて必要があれば指針の改定を行ってください。また、本年 4 月からの都市ガス自由化に伴う、電気・ガスのセット販売等に係る消費者トラブルの発生を見据え、「監視体制の強化」を取組に加えてください。
35	3 ( 2 )	新規(55 ページ)	子どもへの広告・マーケティングに関する対応 国連児童基金など 3 団体により発表された「子どもの権利とビジネス原則」の具体的な取り組みとして、2016 年 11 月「子どもに影響のある広告およびマーケティングに関するガイドライン」が策定されました。大人に比べ判断力の劣る子どもへの広告・マーケティングに関して、このガイドラインが社会で実効性を伴うよう、行政でも積極的な対策を検討すべきであり、取組に加えてください。

36	3 ( 3 )	76 ページ 77 ページ	迷惑メール追放支援プロジェクトの実施 事業者等の協議会の活動（「迷惑メールの日」の制定による周知活動）等に積極的な支援を講じることなどを通じて、消費者への周知を行うことを取組に記載してください。
37	3 ( 3 )	76 ページ 77 ページ	インターネット上の消費者トラブルへの対応 「インターネット技術・サービス及びそれらをめぐる消費者トラブルの動向等をふまえた調査研究等の実施」とありますが、具体的に何を行うか記載してください。
38	3 ( 5 )	新規(87 ページ)	ユニットプライス（単位価格表示）に関する検討 現在 I S O / C O P O L C O にてユニットプライス（単位価格表示）の検討が進められていることを踏まえ、国内でも現在の状況の調査・研究を行うことを取組に加えてください。
39	4 ( 1 )	89 ページ 90 ページ	消費者政策の企画立案のための調査の実施 消費者政策の企画立案のための調査の実施について、KPI がウェブサイトアクセス数となっていますが、KPI には調査が実際にどれだけ企画立案に生かされたのかを掲げるべきです。また、「消費者行政新未来創造オフィス」における調査・研究について、いつまでにどのような調査・研究を実施するのか、どのようなアウトプットを考えているのか、具体的な計画を明らかにしてください。
40	4 ( 2 )	93 ページ 102 ページ	消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進 消費者教育の推進や検証・評価にあたっては、これまでに実施した消費者教育の定着度等の効果測定を行う必要があると考えます。については全国的なアンケートの実施等を取組内容・KPI に追加し、効果測定につなげてください。
41	4 ( 2 )	93 ページ 102 ページ	地域における消費者教育推進のための体制の整備 消費者教育推進地域協議会の設置が進んでいますが、既存の消費生活審議会等と兼ねているものも多く、まだ十分機能が発揮されていない状況です。こうしたネットワークは機能しているかどうかが重要であり、取組には設置支援のみならず、実態把握も加えてください。
42	4 ( 2 )	96 ページ 104 ページ	学校における消費者教育の推進 学習指導要領改訂に関しての記述は、消費者教育の見地からどのような改訂がされたのか内容についても記述してください。
43	4 ( 2 )	98 ページ 107 ページ	倫理的消費の普及啓発 2 年間にわたって議論された消費者庁「倫理的消費調査研究会」の最終とりまとめが出されました。「あなたの消費が世界の未来を変える」という意識を消費者、特に幼少期から普及啓発・教育

			していくことが重要です。倫理的消費（エシカル消費）の認知を上げていくためのツール作成を取組に加えてください。
44	4（2）	101 ページ 111 ページ	食育の推進 食育の推進は、科学的知見を踏まえた形で進める旨を明記してください。
45	4（3）	112 ページ 114 ページ	消費者団体等との連携及び支援等 消費者団体等との連携に関して、（KPI の現状）が消費者庁の実施した意見交換回数となっていますが、実際には他省庁も消費者団体との意見交換会などを実施しており、各省庁ごとの回数を実績として記載してください。
46	4（3）	112 ページ 114 ページ	消費者団体等との連携及び支援等 地方消費者フォーラムは初開催から 7 回を数えましたが、いったん成果について検証・評価を行うべきです。その上で、さらなる活性化のために、運営改善に着手するべきです。
47	4（3）	112 ページ 114 ページ	消費者団体等との連携及び支援等 消費者団体の育成及び支援のあり方の検討に関して、適格消費者団体等への財政支援を行う「消費者スマイル基金」が設立されたことを踏まえ、「民間基金への支援」を取組に加えてください。。また、昨年臨時国会で成立した「休眠預金活用法の対象に消費者分野を盛り込むことの検討」を取組として掲げてください。
48	4（3）	112 ページ 114 ページ	消費者団体等との連携及び支援等 「適格消費者団体の空白地域における設立支援」を取組に加えてください。
49	4（3）	新規（112 ページ）	持続可能な開発目標（SDGs）の推進 「持続可能な開発目標（SDGs）の推進」は、「改定素案のポイント」には位置付けられましたが、改定素案本体に項目がありません。独立した項目を設け、消費者分野の課題を丁寧に記載してください。
50	4（3）	113 ページ 115 ページ	公益通報者保護制度の推進 「検討会報告書を踏まえた法改正内容の具体化のための更なる検討」という取組が今回記載されましたが、今回の検討会報告書によって具体的な法改正の方向性が示されたと受け止めています。については、法改正の時期を明記してください。また、取組促進のために、「経営者層向けセミナー（トップセミナー）の開催」を取組に加えてください。
51	4（4）	117 ページ 119 ページ	公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保 電力・ガス自由化がスタートしましたが、規制料金として残った託送料金に関しては、昨年度電力託送料金に原発廃炉費用等を上

			乗せする検討がなされました。このことを踏まえ、今後、託送料金の適正性を確認する場を恒常に設置し、その中で託送料金で徴収が認められる項目についての検討を行うとともに、正しく機能しているかの監視も取組に加えてください。
52	4 ( 5 )	122 ページ 125 ページ	低炭素社会つくりに向けた国民運動の推進 パリ協定による地球温暖化の抑制目標の実現のため、また S D G s の実現のためにも、低炭素社会の実現は重要課題です。実現に向けては個人の意識向上と実行が不可欠であり、国民運動「 C O O L C H O I C E 」に具体的なアクションを追加するなどして取組を進めてください。
53	4 ( 5 )	123 ページ 126 ページ	循環型社会に向けた普及啓発事業の実施等 廃棄物の発生抑制の中でも、特にマイクロプラスチックの発生につながる廃棄プラスチック製品について、諸外国と連携しつつ対策を進めることや消費者への周知について取組に加えてください。
54	5 ( 1 )	129 ページ 133 ページ	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（消費者裁判手続特例法）の円滑な施行 消費者裁判手続特例法は昨年施行されましたが、消費者の認知度は上がっていません。取組について、「制度の周知・広報」といった一般的表現にとどまらず、「消費者団体と連携し全国でシンポジウムを開催」などの具体的な記載を行ってください。
55	5 ( 1 )	129 ページ 133 ページ	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（消費者裁判手続特例法）の円滑な施行 適格消費者団体への支援策の記述が「国民生活センター法改正作業の実施」で終わっていますが、同法の衆議院附帯決議で「その公益的な活動に必要な資金の確保等の財政面の支援を行うこと」等財政・情報支援について触れられたことを踏まえ、この点についても取組に記載してください。
56	5 ( 1 )	129 ページ 133 ページ	製造物責任法に関する裁判例の収集・分析 製造物責任法に関する裁判例の収集・分析に関して、収集のためには最高裁判所との協力関係を構築する必要があります。外国では全ての判例をインターネットで公表している国もありますが、消費者庁の判例収集はマスコミ報道などを通じて閲知したものや任意提供されたものをを集めているのが現状です。製造物責任訴訟については、医療訴訟で行われているように、全国の裁判所から最高裁に報告させ、消費者庁にて集約しホームページ等で公表させる仕組みを構築すべきであり、そのことの検討を取組に加えてください。

57	5 ( 1 )	130 ページ 134 ページ	消費者紛争に係る裁判外紛争解決手続(以下「ADR」という。)の実施 国民生活センターの実施するADRについては消費者庁の検討会(「国民生活センターADRの実施状況に関する検討会」)で在り方の検討が行われており、「制度の改善の検討」も取組に加えてください。
58	5 ( 1 )	132 ページ 135 ページ	多重債務問題改善プログラムの実施 銀行のカードローンによる貸し出しが急増していますが、貸金業法の総量規制の対象外になっています。規制対象とすることについての検討を取組に加えてください。
59	5 ( 1 )	132 ページ 135 ページ	多重債務問題改善プログラムの実施 フリマアプリやオークションサイトにおいて現金が出品・売買される事象が起きていますが、貸金業法の潜脱といえる行為があり、取締強化を取組に加えてください。
60	5 ( 1 )	新規 ( 133 ページ )	製造物責任法の見直し 製造物責任法は制定以来改正がされていません。社会情勢の変化を踏まえ、製造物の定義の見直しや欠陥の推定規定を置くことなどはじめ、法改正の検討を取組に加えてください。
61	5 ( 2 )	138 ページ 139 ページ	パーソナルデータの利活用に関する制度改正(個人情報保護法改正後の個人情報保護法制の周知を含む。) 改正法の全面施行が迫っていますが、消費者への周知は十分ではありません。KPIに「法案の施行に向けた施策の実施状況」とありますが、消費者向け周知・啓発の具体的な進捗状況も記載すべきです。
62	5 ( 2 )	新規 ( 138 ページ )	マイナンバーカードの利用拡大への対応 マイナンバーカードの利用拡大の検討が進んでいますが、現状ではマイナンバーの利用とマイナンバーカードの利用の違いが消費者には十分に認識されていません。この点の周知と、不正利用に対する懸念への対応について項を起こして取組を記載してください。
63	6 ( 1 )	新規 ( 146 ページ )	緊急時の国としての自治体支援策検討 震災をはじめ、災害により自治体の機能が不全に陥る事態を想定し、「緊急時の国としての自治体支援策検討」を施策に追加してください。
64	6 ( 1 )	146 ページ 149 ページ	消費者庁における国際担当の体制強化 そもそも消費者庁における国際担当の業務内容を明記してください。そのうえで、国際取引やネット取引の拡大に伴う、国をまたいだ消費者被害に迅速に対応できるよう、国および省庁間連携

			を進めてください。国際的な消費者トラブル情報や消費者庁の取組状況について、消費者庁ホームページなどで情報提供することを取組に加えてください。
65	6（1）	147 ページ 150 ページ	障害者の消費者被害の防止策の強化  2016 年（平成 28 年）4 月より施行された「障害者差別解消法」を国民に周知していくことは、障がい者の消費者被害の防止や、相談体制強化につながると考えます。消費者庁としても周知に関しての取組を追加し、年度を明記した KPI を記載してください。
66	6（2）	156 ページ 160 ページ	地域の見守りネットワークの構築（消費者安全確保地域協議会、消費生活協力員、消費生活協力団体）  改正消費者安全法に基づく消費者安全地域協議会の設立に関して、地域によっては福祉部局を中心とするネットワークがすでに存在しており、そうした自治体の中には重ねての消費者安全地域協議会の設立が困難なところもあることをふまえ、KPI の測定は地域の実情に応じた柔軟な対応としてください。また、こうしたネットワークは機能しているかどうかが重要であり、取組には設立支援のみならず、実態把握も加えてください。
67	6（2）	158 ページ 162 ページ	消費生活相談情報の活用  消費者庁は、PIO-NET 情報の分析力を高める観点から、活用しやすいキーワードの項目設定など再度の見直しを国民生活センターと連携して行ってください。